

要介護者本人の選択に基づくサービス利用はなぜ困難なのか

ー有料老人ホーム入所支援担当者へのインタビュー調査に基づく考察ー

○ 熊本学園大学大学院 片山 祥子 (010395)

〔キーワード〕 高齢者福祉・介護保険制度・施設入所支援

1. 研究目的

本研究の目的は、要介護者がどのように施設へ入所するに至っているのか、本人以外の他者の意思や状況を重視した支援の現状を分析し、現制度下において要介護者本人の選択に基づくサービス利用はなぜ困難なのかを探究することである。

2000年に施行された介護保険法では利用者本位を謳った契約制度が導入され、「利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度」（厚生労働省 2021）が整備されたとされている。しかし、サービス利用の実態は本人よりも家族の意向が優先されることが報告されている（鈴木ら 2001）ほか、サービス決定時に当事者が不在であること（麻原ら 2003）、限られた情報・制約の中で事業所を選択している（池田 2012）といった課題が2000年初期から指摘されている。また、そもそも「利用者主体を謳う介護保険そのものが、要介護当事者の要求から生まれたものではなく、介護世代の有権者の利益に配慮して、家族介護の負担軽減を政策意図としてつくられたものであった」と上野（2011：166）は主張している。こうした背景から、介護保険制度施行後25年を迎えた現在もサービスの選択と利用決定において要介護者は周縁化された存在となっていることが考えられる。上記政策意図を踏まえ、制度改革なしの根本的解決は困難であることは自覚しつつ、現制度下で要介護者の選択に基づくサービス利用を促進する方法を探究することが求められる。以上の問題意識から、要介護者本人の選択に基づくサービス利用を困難にしている要因を明らかにすることが本研究の目的である。

2. 研究の視点および方法

調査は一次と二次で構成した。一次調査はA市内169か所の住宅型及び介護付有料老人ホームにおける入所支援担当者宛てに質問紙票を発送した。返送のあった55通（回収率32.5%）から内諾のあった者のうち4名にインタビュー調査を実施した。なお、本報告は二次調査の分析結果に基づくものである。

分析は複数人の語りをコードとして混合させず、対象者1人ひとりの語りを個別に重視した上でストーリーラインとして再文脈化し、理論を構築していくことを目指してSCAT（Steps for Coding and Theorization）（大谷 2019）を採用した。SCATは生成されたコードを基にストーリーラインを記述、さらにそれを基に理論を記述する（香宗我部 2019）という段階を踏み、比較的小規模データにも適用可能（大谷 2019）な方法とされている。

また、上野（2011）が『ケアの社会学』において提示した当事者主権の理論を分析枠組みとした。

3. 倫理的配慮

本調査は、2024年12月20日に熊本学園大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承認（承認番号：2024-009）を得た上で実施し、日本社会福祉学会の研究倫理規程を遵守した。また、本報告に関して開示すべきCOI（利益相反）はない。

4. 研究結果

有料老人ホームの入所支援担当者における支援の現状についての語りを分析した結果、①誰のどのようなニーズに基づく施設入所か、②どのような入所支援が展開されているか、③入所後の状況はどのようなものか、が明らかとなった。

①では、主に入所支援担当者が受ける相談内容の語りから、〔入所希望の理由〕について本人希望による本人ニーズによるもの、介護負担や一人暮らし要介護者への心配といった家族ニーズによるもの、専門職判断による緊急入所といった内容からストーリーラインが構成された。また、本人ニーズに基づく入所希望は稀なものであることが明らかとなった。

②では〔入所支援開始のきっかけ〕、〔入所支援の実際〕、〔経營業務の側面〕などについて、入所支援担当者から見た支援の実態とプロセスが示された。具体的には、入所支援の開始は他機関や地域住民と入所支援担当者の繋がりがきっかけとなっていること、入所支援には経營業務の側面があることが明示された。それらの影響から要介護者本人へ入所を促すための苦渋の対応として嘘や説得をしなければならない場合があることが語られた。

③では、入所後の〔本人の反応〕、〔施設の対応〕、〔家族の状況〕が中心的に示された。本人の選択によらず入所に至った場合、施設へ慣れる・慣れてもらうために施設の中で試行錯誤の生活を送られていることが明らかとなった。

5. 考察

本調査から、上野（2011）が提唱する一次的ニーズ（当事者ニーズ）と二次的・三次的ニーズ（他の第三者のニーズ）について十分に区別、検討されず、入所支援が進められている現状があることが確認された。また、誰のニーズの主張が大きいかによっても入所支援展開が左右され、入所支援担当者はそれらニーズの狭間におかれるとともに、一方では施設職員として経営面を考慮した業務も担っていた。このような現状から、要介護者に関わる人々が家族を含む関係者それぞれの「（要介護者とは区別された）固有の利害」（Ibid.）があることを認識し、一次的ニーズとそれ以外のニーズを区別してサービスの選択を考えることが求められる。また、施設における入所支援方法を検討する以前に、サービスを利用するにあたり家族の支援・代弁者と要介護者の支援・代弁者、経營業務を担当する者は同一ではなく、明確に分けられるべきであることが課題であると考ええる。

なお、本報告は「非営利・協同総合研究所いのちとくらし」研究助成を受けて実施した研究の一部である。